

くらし安全安心だより

家電量販店でカードが使われた！？

—不審な電話に注意！—

【相談事例】

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人がカードを取りに行く」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを渡した。確認したら口座から50万円引き出されていた。

(80歳代 女性)

【アドバイス】

★家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別のの人に使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。

★警察や公的機関、金融機関の職員などが、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカードなどを渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。

★少しでも怪しいと思ったら、すぐに警察や、消費生活センターに相談ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）